

平成 25 年度 第 2 回横浜市精神保健福祉審議会

平成 26 年 3 月 25 日 (火)

午後 3 時～午後 5 時

障害福祉部大会議室 (KRCビル 6 階)

《 次 第 》

1 開会

2 障害福祉部長あいさつ

3 議題

(1) 横浜市精神保健福祉施策の目指す方向性 (案) について (2 回目)

【資料 1】

(2) 精神保健福祉法に基づく指定病院の指定について

【資料 2】

4 報告事項

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正について

【資料 3】

(2) 平成 26 年度予算について

【資料 4】

5 その他

委員が意見・提案等の資料配布を希望する場合の取扱いについて

【別 紙】

平成25年度 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿

精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者	
いしわた かずみ 石渡和実 委員	東洋英和女学院大学 人間科学部人間福祉学科教授
いとう ひでゆき 伊東秀幸 委員	田園調布学園大学 人間福祉学部教授
いのうえ たかよ 井上孝代 委員	明治学院大学名誉教授 (心理学)
かわしま しほ 川島志保 委員	横浜弁護士会 川島法律事務所
精神障害者の医療に関する事業に従事する者	
たけうち ともお 竹内知夫 委員	神奈川県精神科病院協会会長 愛光病院院長
くまた たかお 熊田隆夫 委員	神奈川県精神科病院協会副会長 日吉病院理事長
さえき あきら 佐伯彰 委員	神奈川県精神科病院協会理事 神奈川病院院長
やまぐち てつあき 山口哲顕 委員	神奈川県精神科病院協会理事 港北病院院長
にしい かこ 西井華子 委員	神奈川県精神科病院協会幹事 鶴見西井病院院長
たけやま こうじ 竹山孝二 委員	神奈川県精神神経科診療所協会常任理事 クオーレ医院 院長
きただ まもる 北田守 委員	横浜市医師会常任理事 大倉山内科クリニック 院長
ひらやす よしお 平安良雄 委員	横浜市立大学附属市民総合医療センター病院長
たけつ みき 武津美樹 委員	神奈川県精神保健福祉士協会会長
精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者	
よねくら よしつぐ 米倉令二 委員	横浜市精神障害者家族連合会理事長
さくらば たかこ 櫻庭孝子 委員	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 生活支援センター西 施設長
ささき ひろし 佐々木寛志 委員	横浜市社会福祉協議会会長
しおざき かずまさ 塩崎一昌 委員	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
たかの しずこ 高野静子 委員	特定非営利活動法人共に歩む市民の会 副理事長

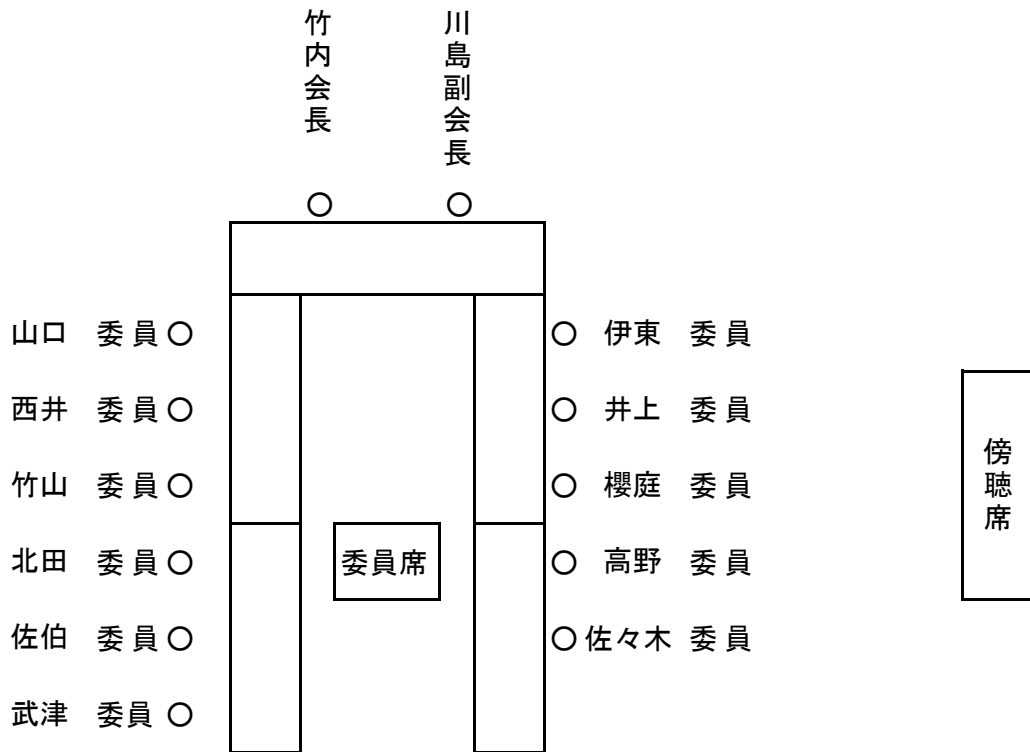
平成25年度精神保健福祉審議会 事務局名簿

区分	氏名	所属
事務局	岡田 輝彦	健康福祉局長
	豊澤 隆弘	健康福祉局保健所長(健康福祉局担当理事)
	水野 哲宏	健康福祉局担当理事(保健医療医務監)
	杉本 英和	障害福祉部長
	白川 教人	こころの健康相談センター長
	嘉代 哲也	障害企画課長
	上條 浩	障害福祉課長
	森 崇	障害支援課長
	佐藤 広毅	企画課長
	魚本 一司	医療政策課長
	瀧澤 一也	医療援助課長
	仲嶋 正幸	保健事業課長
	堀内 俊幸	高齢在宅支援課長
	事務担当	高木 美岐
金井 国明		障害企画課施策推進担当係長
渡邊 誠		障害企画課制度担当係長
小池 美恵子		障害企画課精神保健福祉係長
永井 俊雄		障害企画課就労支援係長
大津 豪		障害福祉課生活支援係長
飯野 正夫		障害福祉課移動支援係長
郷原 寛史		障害福祉課地域活動支援係長
丹野 久美		障害福祉課事業者育成担当係長
名倉 孝典		障害支援課障害支援係長
川島 とも子		障害支援課整備推進担当係長
卯都木 優子		障害支援課在宅支援係長
押野 治夫		障害支援課事業支援係長
岸 和弘		障害支援課担当係長
小栗 由美		こころの健康相談センター相談援助係長
駒形 俊文		こころの健康相談センター救急医療係長
栗屋 しらべ		企画課企画係長
川畑 淳		医療政策課担当係長
丸山 直樹		医療援助課福祉医療係長
山下 和宏		保健事業課担当係長
石原 千草	高齢在宅支援課認知症等担当係長	

平成25年度 第2回 横浜市精神保健福祉審議会 座席表

平成26年3月25日

障害福祉部大会議室（KRCビル6階）



--	--	--

○ 企画課長 佐藤	○ 医療政策課長 魚本	○ 保健所長 豊澤	○ 相談センター長 白川	○ 障害企画課長 嘉代	○ 障害福祉課長 上條	○ 精神保健福祉係長 小池
--------------	----------------	--------------	-----------------	----------------	----------------	------------------

--	--	--

○ 保健事業課長 仲嶋	○ 高齢在宅支援課長 堀内	○ 医療援助課長 瀧澤	○ 相談援助係長 小栗	○ 救急医療係長 駒形	○ 地域活動支援係長 郷原	○ 在宅支援係長 卯都木
----------------	------------------	----------------	----------------	----------------	------------------	-----------------

	事務担当係長	
--	--------	--

入口

障害者自立生活アシスタント事業報告

1 事業内容

障害者が地域で自立した生活を送ることができる社会を実現するために、身近な地域での日常生活上の相談・助言、情報提供、コミュニケーション支援を総合的に行うための事業。

2 支援対象者

次のいずれかに該当する障害者

- 1 単身者
- 2 同居家族の障害、高齢化、長期にわたる病気等で日常生活の支援を受けられない者
- 3 家族と同居又はグループホームに入居しているが、アシスタントの支援を利用しながら、単身生活等への移行を希望する者

3 支援内容

下記について、助言による支援を行います。

【訪問による生活支援】

- ・衣食住に関する支援
- ・健康管理に関する支援
- ・消費生活に関する支援
- ・余暇活動に関する支援

【コミュニケーション支援】

- ・対人関係の調整
- ・職場・通所先との連絡調整

4 自立生活アシスタントの配置

横浜市から委託を受けた事業所が、アシスタントを複数配置しています。そのうち1名は対象の障害者の支援について相当の経験（5年以上）と知識を有し、障害特性を踏まえた支援を行える専任の常勤職員です。

5 実施事業所（精神障害者対象のみ）


- ・A型生活支援センター9か所にて指定管理業務として実施
- ・B型生活支援センターは委託業務として実施（旭、金沢、泉、南、青葉）
- ・平成26年度に瀬谷区・都筑区にて新規開始予定
- ・その他、宿泊型自立訓練施設「ゆかり荘」にて実施

6 その他

- ・未整備区（西区・戸塚区）における事業実施を目指します。

（裏面：年表）

◎ 横浜市障害者自立生活アシスタント事業 年表 ◎

年度	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
	借恵いわまワークス (知的)													
	てらん広場 (知的)													
	SEL P・杜 (知的)													
	自立サポートセンター歩 (知的)													
	つるみ地域活動ホーム 幹 (知的)													
	中区本牧活動ホーム (知的)													
	東やまた工房 (知的)										発達障害者支援センター (発達)			
<p>実施事業所名 (本体施設名で掲載)</p> 	<p>「横浜市中期政策プラン(平成13年度～17年度)」に基づいて、6区(6か所)で実施しました。</p>													
	<p>「横浜市障害者プラン第1期(平成16年度～20年度)」にて、18区全てで実施する目標が掲げられました。</p>													
	<p>「横浜市障害者プラン第2期(平成21年度～26年度)」にて、「将来にわたるあんしん施策」の一つに位置づけられ、市内どこに住んでいても自立生活アシスタントの支援が受けられる体制を早期に整備する目標が掲げられました。</p>													
	<p>「障害者自立生活アシスタント事業」は、横浜市の「中期政策プラン」や「障害者プラン」に基づいて、実施事業所を市内全域に拡大してきました。 事業の委託先としては、地域の相談が広く集まってくる一次相談支援機関、または一次相談支援機関と連携して事業を行える実績のある事業所となっています。 今後も「横浜市障害者プラン第3期」に基づき、事業の充実をはかっていく予定です。</p>													
	<p>「横浜市障害者プラン第2期改訂版(平成21年度～26年度)」にて、引き続き「将来にわたるあんしん施策」の一つとして、事業の拡充と充実をはかる目標が掲げられました。</p>													
	<p>発達障害者へ支援を拡大</p>													
	<p>精神障害者へ支援を拡大</p>													
	<p>高次脳機能障害へ支援を拡大</p>													
	<p>措置から契約へ</p>													
	<p>三障害一体</p>													
	法制度	支援費制度				障害者自立支援法					障害者総合支援法			

計画相談支援事業について

本事業は、平成 26 年度末までに原則として障害福祉サービスを利用する全ての者に実施することとされています。また、既に利用している方やその支援者からは、実施することによる有用性が評価されています。

そのため、可能な限り早期に全対象者に実施すべく、国の責務として報酬等の見直しを求めるだけでなく、本市としてもその促進に取り組みます。

1 制度概要

(1) 目的

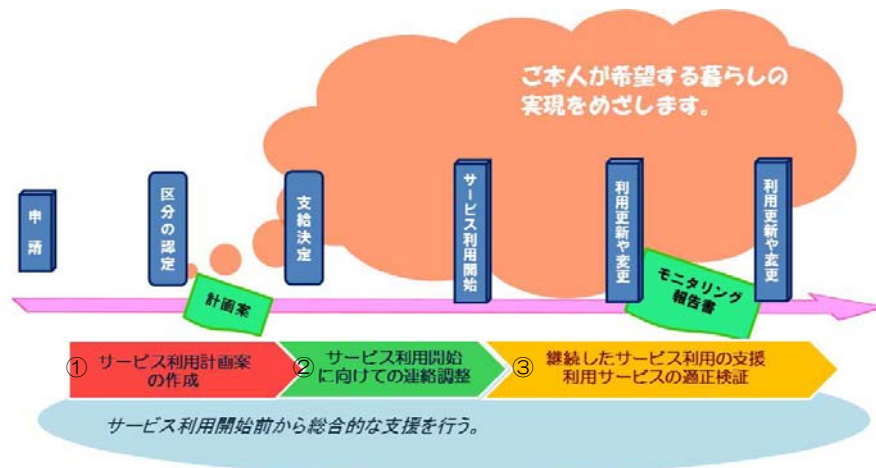
障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを実施してよりきめ細かく支援すること

⇒ これを実現するために、サービス利用開始前から開始後も継続して支援を行う

(2) サービス内容

- ① 対象者の支援に必要な法定サービスや本市が独自に実施する制度（以下、「サービス等」という。）を盛り込んだ「サービス等利用計画案」を作成する。
- ② 支給決定されたサービス等の利用に向け、サービス提供事業者等と調整を行う。
- ③ サービス利用開始後、一定期間ごとにサービスの適性確認（モニタリング）を実施し、報告書を区に提出する。

※ モニタリングの結果、利用するサービスを変更する必要があると判断される場合は、新たなサービス等利用計画案を作成し、報告書と併せて区に提出する。



(3) 対象者

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用を希望する全ての者（※）

⇒ 移動介護や日中一時支援、日生具など、地域生活支援事業のみを利用する者は対象外

※ サービス等利用計画の作成は、サービス利用調整等に支援を要する者のごく限られた方を対象に支援費制度開始時（平成 18 年度）から実施されていたが、平成 24 年 4 月の自立支援法改正時に対象者が拡大され、市町村ごとに定めるスケジュールで 26 年度末までに上記の者に実施することとなった。

(4) 実施者

市町村が指定する指定特定相談支援事業所に属する相談支援専門員（※）

※ 相談支援専門員とは、特定の研修を修了し、かつ職種等により定める従事年数を満たす者を示す。

(5) 報酬

上記(2) サービス内容の①②を実施した場合は合計約 17,000 円（1,600 単位）、③を実施する場合は原則約 14,000 円（1,300 単位）。ただし、③のうち、報告書と共に新たなサービス等利用計画案を作成し、対象者の利用するサービスに変更が生じた場合等は約 17,000 円。

2 本市の実施状況

(1) 対象者拡大スケジュール

<平成24年度>

- ・新規で障害福祉サービス利用及び地域相談支援給付の利用を希望する者
 - ・サービス利用調整等に支援を要する者（法改正前からの対象者）
- ※本市では該当者なし
- ・施設入所支援利用者

<平成25年度>

- ・日中活動系サービス利用者
- ・共同生活援助・共同生活介護利用者
- ・短期入所利用者

※但し、居宅介護や生活介護をあわせて利用している場合は、18歳未満も対象

<平成26年度>

上記以外のサービス利用者（訪問系サービス、短期入所(障害児)等)

(2) 実施状況の推移

	H24.9	H24.12	H25.3	H25.6	H25.9
計画相談利用者数（人）	14	56	117	268	541
全対象者数（人）	16,653	16,921	17,172	17,320	17,541
実施率（%）	—	0.33	0.68	1.55	3.08
指定事業所数（ヶ所）	30	34	34	61	64
報酬給付額（千円）	—	356	369	2,070	3,143

※ 計画相談利用者数及び全対象者数は、各月月末時点の数値

※ 全対象者数は、経過措置終了後に本事業の対象となるサービスの支給決定者

※ 指定事業所数は、各月 1 日時点の数値

※ 報酬給付額は、該当月 1 月分の請求額を記載

3 件数が伸びない理由

(1) 給付費（報酬）の低さ

計画相談支援は、継続的に対象者を支援していくものであり、実施者は、サービス利用開始後の「困ったときの連絡・相談先」となり、継続的に支援を行うこととなります。しかし、報酬は、日々対象者から受ける連絡や相談等への対応に対しては設定されておらず、障害福祉サービスの利用に向けての計画案の作成と一定期間ごとのモニタリングのみに限られており、一年間での報酬は、一人の対象者あたり、最も多くて年1回の利用計画案の作成と年4回のモニタリングの計約72,000円（6,800単位）に留まります。

一方、実施者は、指定研修を修了し、多くの職種で5年以上の実務経験を有する者であり、福祉業界では「ベテラン」に分類されるような方に限られてしまい、この報酬で人件費を賄うことは困難です。

参考：介護保険制度のケアマネジャーとの対比（年間）

（1人あたり39人担当すると想定した場合）

・ケアマネジャー：約585万円

・相談支援専門員：実施当初年度約283万円（最高額）、その後は約120万円

(2) 本市では民間事業者による相談支援の実績がない

これまで、区に配置されている社会福祉職が障害者の相談支援を行い、計画等を作成してきており、民間事業者が対応した実績がありません。

また、この経過から、相談支援を行い、利用計画を作成するということはハードルが高いものであると認識している事業所も多くあります。

現に、すでに本業務に従事している者からは、サービス等利用計画案の作成に相当な時間を要するとの声があげられており、対応件数がごく少数にとどまっている要因の一つであると考えられます。

(3) 実施事業所に相談支援専門員が1名しか配置されていない

ほとんどの事業所が、相談支援専門員1名のみでの配置としています。そのため、本業務を実施する上で生じる悩みを事業所内で共有することができず、配置された相談員にかかる負担はとて大きなものとなっています。

報酬から考えても事業所が複数名の相談支援専門員を配置できる状況にはないため、事業所単位ではなく地域で相談支援専門員をフォローする仕組みが求められます。

(4) 制度の必要性が理解されていない

本市で対象者拡大を開始して1年以上が経過しますが、区によって対象者への周知方法が異なっており、制度そのものの周知が十分になされていないところも見られます。

また、市としてどのように取り組んでいくのかが示された段階で、事業所の指定申請を検討するという事業所もあるため、対象者に対してだけでなく各サービス事業所にも本事業実施に向けた対応を具体的に示す必要があります。

4 本事業促進に向けたこれまでの取組み

(1) 区自立支援協議会等での説明

各区で開催している障害者自立支援協議会や作業所連絡会・GH連絡会等で、本事業についての説明及び事業所指定申請の依頼を行いました。

(2) 相談員向け研修の実施

計画の作成に必要となる視点等の習得及びサービス等利用計画案の作成体験を目的とした研修を実施し、相談員のスキルアップを図っています。

※ 人材育成は、都道府県の責務となっているため、本市で実施している研修は全て県からの委託を受けて実施しています。現時点で、本市が市単で実施している研修はありません。県も人材育成は課題と認識しており、平成25年度から各研修の定員や実施回数が増やされました。

Cf: 25年度実施研修(予定)

○相談支援専門員の養成研修

- ・相談支援従事者初任者研修(6日間×2コース(定員各100名)・法定研修)

○相談支援専門員の資格更新研修

- ・相談支援従事者現任研修(3日間×1コース(定員80名)・法定研修)

○相談員の質の向上を図る研修

- ・スキルアップ研修(3日間×2コース(定員各40名))
- ・サービス調整・支援会議実践研修(3日間×1コース(定員40名))
- ・指導者養成研修(1日×4コース)

※ 本研修は、上記各研修等でグループワークの指導者を対象とするため、定員を設けた受講者募集は行っていない。

(3) 国への改善要望の提出

政令市主管課長会議等で国に対し、報酬の改善要望を提出しています。

5 他都市の状況

(1) 全国的にみると、大都市ほど実施が困難な状況にある。

<考えられる原因>

- ・大都市はそもそも対象者数が多く、給付費(報酬)が低いため、指定を受ける事業所が少ない。
- ・サービスが多種多様で、計画案が複雑になり、作成や調整に時間を要する。

(2) 委託相談専従の相談員が計画相談支援を実施している市町村もある。

<考えられるリスク>

- ・専従の相談員が計画相談を実施することで、委託相談が疎かになる可能性がある。
- ・委託料と報酬の二重受領だと不公平感を生じる可能性がある。

6 今後の対応

国では、本事業の全国的な進捗状況を踏まえ、段階的な対象者拡大の最終年度である平成 26 年度に促進に向けた対応策を講じることを検討されています。

本市としても、次に記載するとおり本事業の促進に取り組みます。

(1) 新たな事業所確保に向けた働きかけ

各区自立支援協議会等で本事業を周知するとともに、本事業を実施する事業所としての指定申請を依頼します。

(2) 相談支援専門員の養成及びスキルアップ

本事業を実施する相談支援専門員の養成研修に加え、相談員のスキルアップを目的とした研修を従事年数等に応じて実施します。

(3) 相談支援専門員に対する支援を行う仕組みの検討

多くの事業所で相談員が一人のみの配置となっており、事業所内で相談員をフォローすることは困難な状況です。そのため、地域で相談員を支える仕組みづくりを検討します。

(4) 報酬引き上げの要望

対象者拡大開始当初から行っていますが、今後も継続して、政令市主管課長会議等で国に対し報酬の改善を要望します。

横浜市精神保健福祉施策の目指す方向性(案) ver.1

目指す方向性（おおむね今後5年間）

- 平成30/2018年4月の精神障害者雇用義務化へ向けて、必要な対応を進めます。
(障害者の雇用の促進等に関する法律による雇用率の大幅引き上げによる対応、企業への障害理解、障害者のスキルアップ等)
- 障害者施設における福祉的就労の充実や工賃向上を目指し、必要な対応を進めます。
(すぐには一般就労が難しい精神障害者の働く場の確保)
- ひとりでも多くの精神障害者が、病気の治療を続けながら自分らしい暮らしを送れるよう、本人やその家族のエンパワメント、保健、医療、福祉の総合的な支援の充実を進めます。



日中活動の場や居場所



区福祉保健センター主催生活教室(保健所デイケア)



地域活動支援センター精神障害者地域作業所型



生活支援センター

当事者によるピア活動の促進

福祉的就労へ
一般就労へ

就労に関する支援

- 就労移行支援施設
- 就労継続支援施設
- 障害者就労支援センター
- ハローワーク
- 横浜市職場実習事業
- 復職デイケア

経済的支援

- 自立支援医療制度
- 入院医療介護金
- 障害者年金制度
- 生活保護制度

区福祉保健センターによる支援

- 未治療、治療中断者への訪問による受診受療援助
- メンタルヘルス含む各種福祉保健相談
- 精神科嘱託医師による精神保健相談
- 各種家族教室等の開催
- 家族会やボランティア団体等への支援
- 各種福祉制度の利用へ向けた支援
- 地域ネットワークの構築
- 地域に対する精神保健・予防活動

あんしんキーパー&あんしんマネジャー

医療で支える

病状悪化時の入院



精神科デイケア



訪問看護



こころの健康相談センターを中心とした精神科救急システムの運用

入院から地域へ

人で支える



地域移行・地域定着支援事業担当職員



自立生活アシスタント

後見人

あんしんサポーター

同意者等のご家族

サービスで支える



居宅介護事業者ホームヘルパー



短期入所



計画相談支援



生活支援センター

障害者法定雇用率

●平成25年4月より
一般企業の法定雇用率が1.8%から2.0%へ変更。(自治体は2.1%から2.3%へ)
課せられる企業が従業員56人以上から50人以上企業へ変更。

●平成27年4月より
「障害者雇用納付金」制度の対象企業が拡大される。
常時雇用する労働者数が100人を超える企業が対象となる。(現行は労働者数200人超の企業が対象)

●平成30年4月より
障害者法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。

将来にわたるあんしん施策

- ①親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築
- ②障害者の高齢化・重度化への対応
- ③地域生活のためのきめ細かな対応

具体例

- ・障害者後見的支援制度
- ・精神障害者の家族支援事業
- ・発達障害者支援体制整備事業
- ・障害者自立生活アシスタント事業
- ・精神科救急協力病院保護室整備事業

障害者プラン

(横浜市障害福祉計画)

重点施策

- ①普及・啓発のさらなる充実
- ②相談支援システムの機能強化
- ③地域生活を総合的に支える仕組みの構築
- ④医療環境・医療体制の充実
- ⑤障害児支援の体制強化
- ⑥障害者就労支援の一層の拡充強化
- ⑦発達障害児・者支援の体制整備

周辺の精神保健福祉施策

- 精神科病院の病床管理
- 自殺対策の展開
- 発達障害者支援施策の拡充
- 医療観察法対象者への支援
- 虐待に対する危機介入及び虐待を予防する普及啓発

障害者総合支援法

- 平成25年4月に障害者総合支援法施行
- 重度訪問介護の精神障害者への拡大

短期入所機能の地域展開

- 精神障害者が利用できる短期入所施設は市内3か所のみ。
(港北区・旭区・神奈川区)
- 所在エリアの偏り。

計画相談支援事業の導入

- 計画相談支援を平成24年度から3年間かけて段階的に導入。
- ケアマネジメント機能が区福祉保健センターから指定特定相談支援事業者へ。
- 区福祉保健センターの役割は、未受診、治療中断及び支援困難な事例への介入、虐待事例等への対応に重点が移行。

精神保健福祉法の改正

- 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針の策定(国の大臣告示)
- 保護者制度の廃止
- 医療保護入院の見直し
・家族等の中のいずれかの者の同意を要件
・精神科病院管理者への義務付け→退院後生活環境相談員の設置、地域援助事業者との連携、退院促進のための体制整備

横浜市指定病院

<指定病院の指定とは>

国立・都道府県立以外の精神科病院を指定して、措置入院者の入院に対応するもの。指定は、措置入院の受け入れ先として適切な施設であることを認定するもの。

<指定病院の基準> (平成8年3月21日厚生省告示第90号 一部抜粋)

1 次に掲げる人員(※1 医師と看護職員の配置)を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。

2 精神病床の数が50床以上であること。ただし、措置入院者に対して精神障害の医療以外の医療を提供するために十分な体制を有する病院であって20床以上の精神病床を有するものについては、地域において指定する必要があると認められる場合は、この限りではない。

3 措置入院者の医療及び保護を行うにつき必要な設備を有していること。

※1 次の掲げる人員

(1) 医師の数が、入院患者の数を3、外来患者の数を2.5をもって除した和との和が52までは3とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加えた数以上であること。

(2) 医師のうち2名以上は、常時勤務する法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医であること。

(3) 措置入院者を入院させる病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

1	医療法人社団	医療法人社団養心会 鶴見西井病院	西井華子	西井華子	10	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
2	社会福祉法人	社会福祉法人恩賜財団 済生会横浜市東部病院	正木義博	三角隆彦	10	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
3	公益財団法人	公益財団法人紫雲会 横浜病院	須藤武彦	田村由江	30	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
4	市立	横浜市立みなと赤十字病院	横浜市長	四宮謙一	30	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
5	公立大学法人	公立大学法人横浜市立大学 附属市民総合医療センター	田中克子	平安良雄	15	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
6	医療法人	医療法人正和会 日野病院	徳田哲	馬場淳臣	10	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
7	医療法人	医療法人正永会 港北病院	山口哲顕	山口哲顕	30	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
8	医療法人社団	医療法人社団静心会 常盤台病院	増本陽秀	大淵 敬太	10	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
9	医療法人	医療法人誠心会 あさひの丘病院	佐伯彰	福島端	30	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
10	医療法人	医療法人誠心会 神奈川病院	佐伯彰	佐伯彰	30	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
11	公益財団法人	公益財団法人積善会 日向台病院	長谷川隆三	長谷川行洋	30	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
12	学校法人	学校法人昭和大学 昭和大学横浜市北部病 院	小口勝司	田口進	15	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
13	医療法人	医療法人緑水会 横浜丘の上病院	畑俊治	畑俊彰	30	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
14	医療法人	医療法人積愛会 横浜舞岡病院	小池健	加瀬昭彦	30	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
15	医療法人社団	医療法人社団哺育会 横浜相原病院	中村秀夫	吉田勝明	20	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
合計		15病院			330	

平成 26 年 4 月 1 日からの指定病院における指定の取消しについて

＜法の根拠＞ 精神保健福祉法第 19 条の 9（指定の取消し）

都道府県知事は、指定病院が前条の基準に適合しなくなったとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。

医療法人社団山手正恵会ワシン坂病院について、次の基準（指定基準第 1 号 3）を満たさなかったため、平成 26 年 4 月 1 日からの指定を取消ししたい。

（経過）

- ・ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 16 病院を指定
- ・ 指定基準の人員配置基準のうち、看護職員の配置は、病棟基準で 3 : 1 を基本としつつ、経過措置として病棟基準で 4 : 1 の特例を平成 26 年 3 月 31 日まで認めていた。（根拠通知 障発 0228 第 2 号平成 23 年 2 月 28 日）
- ・ この基準の特例で指定していた病院は 16 病院中 4 病院
- ・ 国から看護職員配置基準の経過措置が延長されないことが通知された。（障発 0311 第 6 号平成 26 年 3 月 11 日）
- ・ 以上により、当該病院が指定基準を満たすことができなくなった。（別紙参照）

＜指定病院の基準＞（平成 8 年 3 月 21 日厚生省告示第 90 号 一部抜粋）

1 次に掲げる人員（※）を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。

※人員配置基準

- （1） 医師の数が、入院患者の数を 3、外来患者の数を 2.5 をもって除した和との和が 52 までは 3 とし、それ以上 16 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数以上であること。
- （2） 医師のうち 2 名以上は、常時勤務する法第 18 条第 1 項の規定により指定された精神保健指定医であること。
- （3） 措置入院者を入院させる病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が、入院患者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

以上

別紙

平成25年9月国通知資料より抜粋

精神保健福祉法に基づく指定病院の指定基準(人員配置) の経緯について

指定病院の基準

(措置入院指定病院)

精神保健福祉法第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣が定める指定病院の基準
(平成8年厚生省告示第90号)

平成8年4月1日～

病院基準

看護師・准看護師 6:1

<運用解釈通知>

精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について
(平成8年3月21日健医発第325号 厚生省保健医療局長通知)

医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)

平成13年3月1日～

病院基準

看護師・准看護師 6:1 → 4:1

<経過措置>平成18年2月28日までの間は従前どおりの配置で可

5年延長

医療法施行規則改正に加え、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」(平成16年9月)の
看護職員3:1以上にする旨の記載も念頭に置いた改正

精神保健福祉法第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣が定める指定病院の基準
(平成18年厚生労働省告示第12号)

平成18年3月1日～

病院基準 → 病棟基準

看護師・准看護師 6:1 → 3:1

<経過措置>平成23年2月28日までの間は医療法基準(4:1)どおりの配置で可

5年延長

<運用解釈通知>

「精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について」の一部改正について
(平成23年2月28日障発0228第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

平成23年3月1日～

病棟基準

看護師・准看護師 3:1

<経過措置>平成23年3月31日に行う更新の次の更新時期(平成26年
3月31日)までの間は医療法基準(4:1)どおりの配置で可

3年延長

(別添 3)
【新旧対照表】
(変更点は下線部)

○ 精神保健福祉法第 19 条の 8 に基づく指定病院の指定について (平成 8 年 3 月 21 日健医発第 325 号厚生省保健医療局長通知)

改正後	現行
<p>健医発第 325 号 平成 8 年 3 月 21 日 障 発 第 157 号 平成 13 年 3 月 1 日 障 発 第 0201002 号 平成 18 年 2 月 1 日 障 発 第 1222003 号 平成 18 年 12 月 22 日 障 発 0228 第 2 号 平成 23 年 2 月 28 日 障 発 0311 第 6 号 平成 26 年 3 月 11 日</p> <p>一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省保健医療局長</p> <p>精神保健福祉法第 19 条の 8 に基づく指定病院の指定について</p> <p>(略)</p> <p>1 ～ 5 (略) 6 基準の特例 指定基準の特例として、地域(おおむね二次医療圏)において指定基準の各号の全てに適合する複数の精神科病院が無い場合にあっては、措置入院者に対する医療及び保護のために特に指定する必要がある精神科病院については、第 1 号の基準を適用しないことができる。 これは、二次医療圏を単位とした地域において、基準の本則に適合する指定病院の数と国立又は都道府県立の精神科病院の数の合計が 2 病院に満たない場合に、その数が 2 病院になるまで基準の第 1 号を満たさない精神科病院の中から指定を行えることとしたものであること。</p>	<p>健医発第 325 号 平成 8 年 3 月 21 日 障 発 第 157 号 平成 13 年 3 月 1 日 障 発 第 0201002 号 平成 18 年 2 月 1 日 障 発 第 1222003 号 平成 18 年 12 月 22 日 障 発 0228 第 2 号 平成 23 年 2 月 28 日 障 発 0311 第 6 号 平成 26 年 3 月 11 日</p> <p>一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省保健医療局長</p> <p>精神保健福祉法第 19 条の 8 に基づく指定病院の指定について</p> <p>(略)</p> <p>1 ～ 5 (略) 6 基準の特例 指定基準の特例として、地域(おおむね二次医療圏)において措置入院者に対する医療及び保護のために特に指定する必要がある場合については、次のいずれかの要件に該当すると認めるときに限り指定を行えるものであること。 また、この場合においても、医療法の人員配置基準を満たしていない病院の指定は特に慎重に行うこととし、やむを得ず指定した場合においては、指定の期限の間に指定基準を遵守できるよう改善すること。</p>

また、この場合においても、医療法の人員配置基準を満たしていない病院の指定は特に慎重に行うこととし、やむを得ず指定した場合においては、指定の期限の間に基準を遵守できるよう改善を指導すること。

7～8 (略)

(1) 二次医療圏を単位とした地域において、指定基準の各号の全てに適合する複数の精神科病院が無く、本則に適合する指定病院の数及び6(2)の要件を満たす精神科病院の数と国立又は都道府県立の精神科病院の数との合計が、2病院に満たない場合に、その数が2病院になるまで、第1号を満たさない精神科病院又は直近3年間において新規又は継続の措置入院者を受け入れていない精神科病院の中から指定を行えること。

(2) 地域における措置入院者の発生状況に鑑み、措置入院者の受入体制の維持に必要な場合や、専門的な医療提供の観点から確保が必要な場合に、指定基準の第1号3を満たさない精神科病院（平成23年2月28日において現に指定病院の指定を受けており、直近3年間において新規又は継続の措置入院者を受け入れている精神科病院に限る。）の中から指定を行えること。

なお、この場合においても、指定基準の第1号3を遵守できるよう改善を指導することとし、平成23年3月31日に行う更新の次の更新時期までに改善すること。

7～8 (略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成25年6月13日成立、同6月19日公布)

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

1. 概要

(1)精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

(2)保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなってきている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

(3)医療保護入院の見直し

①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（＊）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

＊配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合は、市町村長が同意の判断を行う。

②精神科病院の管理者に、

- ・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置
- ・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
- ・退院促進のための体制整備を義務付ける。

(4)精神医療審査会に関する見直し

①精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。

②精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

2. 施行期日

平成26年4月1日（ただし、1.（4）①については平成28年4月1日）

3. 検討規定

政府は、施行後3年を目途として、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方、入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（概要）

（１）精神病床の機能分化に関する事項

- 機能分化は段階的に行い、人材・財源を効率的に配分するとともに、地域移行を更に推進する。結果として、精神病床は減少する。
- 地域の受け皿づくりの在り方や病床を転換することの可否を含む具体的な方策の在り方について精神障害者の意向を踏まえつつ、様々な関係者で検討する。
- 急性期の患者に手厚い医療を提供するため、医師、看護職員は一般病床と同等の配置を目指す。
- 在院期間が１年を超えないうちに退院できるよう、多職種による質の高いチーム医療を提供し、退院支援等の取組を推進する。
- １年以上の長期在院者の地域移行を推進するため、多職種による退院促進に向けた取組を推進する。

（２）精神障害者の居宅等における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

- 外来・デイケア等での適切な医療を受けながら地域で生活できるよう、外来医療体制の整備及び充実並びに地域医療連携を推進する。
- 治療中断者等が地域で生活するために必要な医療を受けられるようアウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）を推進する。
- 在宅の精神障害者の症状の急な増悪等に対応できるよう２４時間３６５日対応できる医療体制の確保や身体疾患を合併する精神疾患患者の受入体制の確保等により、精神科救急医療体制を整備する。
- 精神科外来等で必要と認められた身体疾患に対する医療について適切に提供できるよう、一般の医療機関との連携を強化する。
- 保健所や精神保健福祉センター等における相談や訪問支援を通して、早期に必要な医療に適切にアクセスできる体制の整備と関係機関の連携を進める。
- 障害福祉サービス事業を行う者等と医療機関との連携を推進するとともに、居住支援に関する施策を推進する。

（３）医療従事者と精神障害者の保健福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

- 精神科医療の質の向上、退院支援、生活支援のため、多職種との適切な連携を確保。
- チームで保健医療福祉を担う専門職種その他の精神障害者を支援する人材の育成と質の向上を推進する。

（４）その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

- 保健所の有する機能を最大限有効に活用するための方策を、市町村等の他の関係機関の在り方も含めて検討し、当該検討に基づく方策を推進する。
- 非自発的入院の場合においても行動の制限は最小の範囲とし、また、インフォームドコンセントに努める等精神障害者の人権に最大限配慮する。
- 自殺（うつ病等）、依存症等多様な精神疾患・患者像に対応した医療を提供する。
- 精神疾患の予防を図るため、国民の健康の保持増進等の健康づくりの一環として、心の健康づくりを推進する。

平成 26 年度

予 算 概 要

抜 粋 版

(健康福祉局分)

健康福祉局予算案の考え方

超高齢社会となった本市において、少子高齢化はさらに進展するとともに、支援を必要とする高齢者や単身高齢者世帯等の増加、地域のつながりの希薄化などの傾向が、年々強まっています。特に、団塊の世代が後期高齢者となり、医療費など社会保障費が増大していく「2025年問題」への対応が急務となっています。

また、景気は回復基調であっても、雇用状況等はまだ回復途上であり、生活困窮者への支援が大きな課題となっています。

このため、子どもから大人まで福祉・保健・医療の各分野における市民生活の安心・安全を確保するためにも、施策の着実な実施により、サービスの充実とあわせて、「健康・自立」に一層の重点を置いて取り組んでいくことが必要です。

26年度は特に、

- 健康づくり、疾病予防、介護予防の強化
- 地域包括ケアシステムの構築と将来にわたるあんしん施策の充実
- 生活保護受給者や生活困窮者を対象とした支援の強化など、自立支援策の推進
- 健やかな生活を支える医療環境などの充実
- シニアパワーなどを活かした、安心と活力ある地域づくりの推進

を重要課題として掲げ、最優先に取り組む予算としています。

主な取組として、まず、市民の皆様一人ひとりが健康で安心して生活できる、活力ある超高齢社会を築くために、日常生活の中で楽しみながら継続的に取り組めるウォーキングポイントの実施や、企業と連携し従業員や市民の皆様の健康を後押しする取組、疾病の重症化予防など、「都市型の健康づくり横浜モデル」を創出し、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。

また、予防接種やがん検診の推進等に取り組むとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステムの実現」に向け、在宅医療と在宅介護の連携、介護予防事業の充実、将来にわたるあんしん施策として障害者の後見的支援制度の実施区拡大や就労支援の強化などにも取り組みます。

増大する扶助費の縮減に向けては、被保護者自立支援プログラムの更なる拡充、生活困窮者支援のモデル事業の推進、ハローワークと連携した一体的な就労支援の拡充などを進め、あわせて不正受給防止対策を含めた生活保護制度の適正運用に取り組めます。

また、地域における医療環境を充実するため、在宅医療連携拠点の拡充や認知症支援診療所（仮称）の設置、重度外傷センター（仮称）の整備を行うとともに、国民健康保険における子どもがいる世帯の保険料減免を行います。

さらに、平成26年度が計画の初年度となる「第3期横浜市地域福祉保健計画」を推進するとともに、孤立し困難を抱える高齢者等への訪問・相談モデル事業やいきいきシニア地域貢献モデル事業に取り組めます。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来の安心」の実現に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

平成26年度 健康福祉局予算案総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項目	本年度	前年度	増△減	増減率	備考
7款					
健康福祉費	307,401,326	297,526,155	9,875,171	3.3	
1項					
社会福祉費	41,883,654	41,267,465	616,189	1.5	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2項					
障害者福祉費	89,767,782	83,113,836	6,653,946	8.0	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項					
老人福祉費	9,834,887	10,046,160	△ 211,273	△ 2.1	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項					
生活援護費	132,110,465	130,299,801	1,810,664	1.4	生活保護費、援護対策費
5項					
健康福祉施設整備費	12,012,816	12,170,542	△ 157,726	△ 1.3	健康福祉施設整備費
6項					
公衆衛生費	19,207,150	18,130,425	1,076,725	5.9	予防費、健康診査費、健康づくり費、医療対策費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項					
環境衛生費	2,584,572	2,497,926	86,646	3.5	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款					
諸支出金	110,849,900	107,945,501	2,904,399	2.7	
1項					
特別会計繰出金	110,849,900	107,945,501	2,904,399	2.7	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業、高速鉄道事業及び病院事業会計繰出金
一般会計計	418,251,226	405,471,656	12,779,570	3.2	
(特別会計)					
国民健康保険事業費会計	369,027,886	370,124,361	△ 1,096,475	△ 0.3	
介護保険事業費会計	241,015,736	222,055,548	18,960,188	8.5	
後期高齢者医療事業費会計	65,836,229	62,968,847	2,867,382	4.6	
公害被害者救済事業費会計	37,939	47,906	△ 9,967	△ 20.8	
新墓園事業費会計	118,097	294,773	△ 176,676	△ 59.9	
特別会計計	676,035,887	655,491,435	20,544,452	3.1	

健康福祉局一般会計予算案の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(43.4)	(42.8)
	181,549,642	173,587,973
一般財源	(56.6)	(57.2)
	236,701,584	231,883,683
合	(100)	(100)
計	418,251,226	405,471,656

() 内は構成比

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 将来にわたるあんしん施策

障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

2 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【予算概要15】
	障害者居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【予算概要16,17】
	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【予算概要18】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の運営を行います。【予算概要18】
	障害者自立生活アシスタント事業	知的障害者施設や地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者等に対して、支援を行います。【予算概要18】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホームにおいて、障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【予算概要19】
	地域活動支援センター運営事業	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対して助成を行います。【予算概要20】
	障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。
	障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。

3 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援法に基づき、市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【予算概要15】
	小規模通所施設補助事業	障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。【予算概要20】
	自殺対策事業	自殺対策強化のため、地域自殺対策情報センターをこころの健康相談センターに設置し、地域連携を強化し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。【予算概要22】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【予算概要23】
	重度障害者医療費助成事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【予算概要24】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【予算概要25】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

将来にわたる あんしん施策		将来にわたるあんしん施策について 障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう「将来にわたるあんしん施策」を実施します。 本施策は、22年4月に廃止された在宅心身障害者手当の質的転換策であり、障害者施策推進協議会での協議を軸に、市民説明会等でのご意見も踏まえ具体化を図り、22年度から各施策を段階的に実施しています。	
本年度	19億3,291万円	1 親なき後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築 5億5,701万円 (1) 後見的支援推進事業〈拡充〉 地域の人や福祉従事者等が障害のある人の地域生活を見守る仕組みを、地域をよく知る社会福祉法人等と共に作っていきます。 (新たに3区で実施、累計14区) (2) 多機能型拠点の整備・運営 重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点の整備を方面別に進めます。(設計 1か所)	
前年度	21億8,578万円		
差引	△2億5,287万円		
本年度の財源内訳	国		
	県	2億8,196万円	
		—	
	市費	10億8,298万円	
※こども青少年局予算(6,403万円)を含みます。			
2 障害者の高齢化・重度化への対応		5,944万円	
(1) 障害者グループホームB型設置運営費補助事業(運営費・改修費補助) グループホームにおける、障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、高齢化対応ホームモデル事業、及び重度化対応ホーム事業を実施します。 また、既存のホームでも安心して地域での生活が続けられるよう、必要なバリアフリー改修に対し助成を行います。			
3 地域生活のためのきめ細かな対応		13億1,646万円	
(1) 総合的な移動支援施策 ア 移動情報センター運営等事業 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。(計9区) 併せて、センターの事業手法等の検証を行い、市内どの地域でもより効果的に情報提供等ができる仕組みを検討します。 また、車の移動による利用範囲を広げるため、エリア巡回車等の検討を行います。 イ 障害者移動支援事業等 外出の際に付き添うガイドヘルプ及びガイドボランティア事業を担い手の確保等に努めるとともに、タクシー事業者福祉車両導入促進事業など、障害者の外出支援に引き続き取り組みます。			

15	障害者 相談支援事業等	事業内容 1 相談支援事業 4億3,771万円 障害者が地域で暮らすために、生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域での関係機関とのネットワーク化を図ります。 (1) 障害者地域活動ホーム 18か所 (2) 障害児・者福祉施設等 5か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所	
本年度	5億9,414万円	2 計画相談支援事業 1億5,003万円 障害者が個々に抱える課題解決に向けて適切なサービスを利用できるよう、指定相談事業所がサービス利用前に利用計画案を作成し、利用開始後に定期的なモニタリングを実施することで、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。	
前年度	7億633万円	3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 640万円 発達障害者の生活課題に対応するため、サポートホーム事業（生活アセスメント付き住居支援）を実施し、一人暮らしに向けた準備支援を行います。	
差引	△1億1,219万円		
本年度の 財源内訳	国	1億2,458万円	
	県	4,912万円	
	その他	—	
	市費	4億2,044万円	

16	障害者 居宅介護事業	事業内容 障害児・者がホームヘルプサービス及びガイドヘルプサービスを利用して在宅生活を送れるよう支援します。	
本年度	108億7,987万円	1 障害者ホームヘルプ事業 92億4,865万円 (1) 対象者 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害・知的障害・精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 2,276,186時間	
前年度	99億6,745万円	2 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 16億3,122万円 (1) 対象者 単独で外出が困難な知的障害児・者、精神障害児・者及び1～2級の身体障害児・者 (2) 総利用時間見込 657,366時間 (3) ガイドヘルパー確保・育成 〈17ページの3(1)イの再掲〉 ア ガイドヘルパー等研修受講料助成 資格取得のための研修受講料一部助成 イ ガイドヘルパースキルアップ研修 サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向け研修	
差引	9億1,242万円		
本年度の 財源内訳	国	40億4,858万円	
	県	20億2,619万円	
	その他	60万円	
	市費	48億450万円	

17	障 害 者 移 動 支 援 事 業		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業等を推進していきます。 1 特別乗車券交付事業 25億4,582万円 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを無料利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円） 2 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 4億650万円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。 (1) 助成額 1枚500円 (2) 交付枚数 年84枚（1乗車で複数枚使用可） ※人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚 3 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 16億3,122万円 〈18ページの16の2の再掲〉 重度の身体障害、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ヘルパーが付き添います。 (1) 日常生活上必要な外出、余暇活動への外出支援 (2) 通学・通所支援 4 ガイドボランティア事業 あんしん 〈17ページの3(1)イの再掲〉 7,112万円 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボランティアが付き添い等を行います。 (1) 日常生活上必要な外出、通学・通所への支援 (2) 余暇活動の外出支援、通学の見守り支援 (3) ガイドボランティア研修の実施 5 移動情報センター運営等事業 あんしん 〈17ページの3(1)アの再掲〉 7,194万円 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。（計9区） 併せて、センターの事業手法等の検証を行い、市内どの地域でもより効果的に情報提供等ができる仕組みを検討します。 6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 あんしん 408万円 〈17ページの3(1)イの再掲〉 タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー（福祉車両）を導入する際の費用の一部を助成します。 7 ハンディキャブ事業 6,407万円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付小型車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台） 8 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億1,280万円 施設等に通所の身体・知的・精神障害児・者及び介助者へ通所の交通費を助成します。 9 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 1,698万円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。	
	本 年 度	51億2,453万円		
	前 年 度	55億3,513万円		
	差 引	△4億1,060万円		
本年度の財源内訳	国	8億1,816万円		
	県	4億1,098万円		
	その他	5,710万円		
	市 費	38億3,829万円		

18	障害者の地域生活支援事業		事業内容 1 障害者地域活動ホーム運営事業 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 (1) 社会福祉法人型 設置18か所（前年度 18か所） 34億3,603万円 (2) 機能強化型 設置23か所（前年度 23か所） 21億2,733万円 2 精神障害者生活支援センター運営事業 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。 設置18か所（前年度 18か所） 8億6,923万円 3 障害者自立生活アシスタント事業 地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。 実施38か所（前年度 36か所） 2億8,890万円 4 ヨコハマ★パラトリエンナーレの開催〈新規〉 障害者とアーティストが協働して創造、表現を行う場として「ヨコハマ★パラトリエンナーレ」を「まちにひろがるトリエンナーレ」の一環として、文化観光局と共催します。 2,000万円
本年度	67億4,149万円		
前年度	61億6,944万円		
差引	5億7,205万円		
本年度の財源内訳	国	20億4,145万円	
	県	10億1,572万円	
	その他	1,006万円	
	市費	36億7,426万円	

19	障害者グループホーム設置運営事業		事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。 1 設置費補助 1億9,500万円 新設 44か所 (うち4か所は障害児施設18歳以上入所者移行相当分) 移転 8か所 2 運営費補助等 91億4,333万円 655か所（A型13、B型642）うち新規 44か所 (1) 運営基本費（国基準+加算） (2) 家賃補助（月額家賃1/2） (3) 設立等支援事業 3 法定事業移行支援 3,266万円 4 調査強化事業〈新規〉 108万円 運営法人に対する経理面の調査機能強化により、運営状況や補助金の使用について、効果的な指導を行います。 5 高齢化・重度化対応事業〔あんしん〕 5,693万円 〈17ページの2(1)の再掲〉 高齢化対応グループホーム事業をモデル実施し、重度化対応グループホーム事業を法定移行化・継続実施します。 また、既存のホームで必要となるバリアフリー改修に対し助成を行います。
本年度	94億2,900万円		
前年度	86億1,039万円		
差引	8億1,861万円		
本年度の財源内訳	国	32億5,710万円	
	県	16億1,422万円	
	その他	—	
	市費	45億5,768万円	

20	小規模通所施設 補助事業		事業内容 地域作業所、地域活動支援センター地域作業所型、法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家費等を助成します。 1 障害者地域作業所助成事業 1億166万円 身体・知的 既存5事業所について年度中に法定事業等に移行予定 精神 なし (1) 運営基本費 1,037万円～1,518万円/か所 (2) 借地借家費等 2 地域活動支援センター運営事業 あんしん 43億5,387万円 年度末設置見込み数 身体・知的 124か所 精神 69か所 (うち新規 身体・知的 6か所) (1) 運営基本費 1,345万円～1,850万円/か所 (2) 借地借家費等 3 法定事業移行支援事業 3億6,910万円 身体・知的 82か所 精神 18か所 (1) 借地借家費 (2) 移行支援補助金
本年度	48億2,463万円		
前年度	50億2,093万円		
差引	△1億9,630万円		
本年度の財源内訳	国	13億105万円	
	県	6億5,053万円	
	その他	—	
	市費	28億7,305万円	

21	障害者施設等 整備事業		事業内容 1 障害者施設整備事業 12億7,975万円 障害者が自立した日常生活を送るために必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費等の助成を行います。 また、耐震構造に問題があり、老朽化が著しい施設は、建替え等による整備を行い、入所者等の安全確保と安定した支援等を行うための施設環境を改善し、入所者等の地域生活への移行を推進します。 (1) 建設 2か所 民間障害者施設耐震対策（神奈川区・26年度完了予定、保土ヶ谷区・28年度完了予定） (2) 設計 2か所 多機能型拠点（瀬谷区） 〈17ページの1(2)の再掲〉 あんしん 民間障害者施設耐震対策（旭区） (3) 改修 3か所 大規模修繕（磯子区ほか） 2 障害者地域活動ホーム整備事業 11億7,165万円 用地先行取得債有償所管換え等
本年度	24億5,140万円		
前年度	27億3,510万円		
差引	△2億8,370万円		
本年度の財源内訳	国	1億4,923万円	
	県	—	
	その他	16万円	
	市費	23億201万円	

22	自殺対策事業		事業内容 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。
本年度	4,195万円		1 地域連携 2,424万円 (1) 講演会の開催、パンフレット等での普及啓発活動 (2) 人材育成研修、調査分析 関係機関職員や地域支援者を対象に、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材(ゲートキーパー)養成研修等を行います。 (3) 区局による推進 地域特性に合わせた区の実施を強化するとともに、自殺の背景にある様々な社会的要因へ対応するため、全庁的な取組を推進します。
前年度	4,203万円		
差引	△8万円		
本年度の財源内訳	国	516万円	
	県	2,000万円	
	その他	3万円	
	市費	1,676万円	
			2 地域自殺対策情報センター運営 818万円 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催することで自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。
			3 自死遺族支援等 953万円 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。

23	精神科医療体制の確保		事業内容 1 精神科救急医療対策事業 2億6,510万円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。 (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本年度	2億6,879万円		2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 369万円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
前年度	2億6,820万円		
差引	59万円		
本年度の財源内訳	国	3,184万円	
	県	—	
	その他	22万円	
	市費	2億3,673万円	

24	重度障害者 医療費助成事業	事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 107億4,567万円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級（入院を除く） (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,814人 イ 国民健康保険加入者 18,370人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,290人 計 55,474人	
本年度	157億7,590万円		
前年度	143億7,885万円		
差 引	13億9,705万円		
本年度の 財源内訳	国	25億1,311万円	2 更生医療給付事業 50億3,023万円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,860人
	県	45億5,502万円	
	その他	25億2,529万円	
	市 費	61億8,248万円	

25	障害者 就労支援事業	事業内容 国や県の動向を踏まえ、市民に最も身近な自治体として、きめ細やか、かつ先駆的な施策を障害者と企業の双方に展開し、障害者の就労機会の拡大を図ります。	
本年度	3億2,706万円	1 基盤強化施策 2億9,076万円 障害者の就労相談・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営や企業等での職場実習の充実、市民・企業への啓発等により、地域におけるネットワークの構築を行い障害者就労支援の強化を図ります。 障害者就労支援センターの運営 9か所	
前年度	3億1,710万円	2 スキルアップ施策 925万円 市内の農家やふれあいショップでの就労訓練を通じた、スキルアップ支援を行います。	
差 引	996万円	3 就労の場の拡大施策〈拡充〉 971万円 福祉的就労の促進や障害者雇用の事例紹介等を通じ就労への理解を深め、就労の場の拡大を図ります。 また、市内障害者就労施設等への発注の促進や、販路拡大を包括的にコーディネートする「よこはま障害者共同受注総合センター（仮称）」の設置に向け、検討・準備を行います。（平成27年開設予定）	
本年度の 財源内訳	国	—	4 中小企業障害者雇用事業 1,734万円 雇用経験の無い市内中小企業に対し、障害者雇用のノウハウの提供などの支援を行います。
	県	1,734万円	
	その他	883万円	
	市 費	3億89万円	

委員が意見・提案等の資料配布を希望する場合の取扱いについて

横浜市精神保健福祉審議会（以下、「審議会」という。）においては、委員が意見・提案等の資料の配布を希望する場合について、特に取扱いの規定がありませんでしたので、横浜市精神保健福祉審議会条例第 10 条の規定に基づき、会長が審議会に諮って次のとおり定めることとします。

(案)

- 委員が審議会の議題に関して、自らの意見・提案等を補強するために資料の配布を希望する場合は、当該委員は事前に事務局に提出し、会長の承認を得たうえで審議会において説明することができるものとする。
- 委員が議題に直接関係のない資料の配布を希望する場合は、当該委員は事前に事務局へ資料を提出し、事務局は会長の承認を得たうえで審議会に配布するものとする。

(参考)**●横浜市精神保健福祉審議会条例（抜粋）**

（設置）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。